

広島県告示第七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年九月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小島荒谷線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
神石郡神石高原町父木野七〇二二番三地从先から 神石郡神石高原町父木野七〇一二番三地从先まで	旧	三・五〇〇 六・三〇〇		二二三・〇〇			
	新	二・八〇〇 二一・〇〇〇		二二三・〇〇		拡張	
神石郡神石高原町父木野七〇二二番三地从先から 神石郡神石高原町父木野七〇一二番一地从先まで	旧	三・五〇〇 七・〇〇〇		二二三・〇〇			
	新	一〇・〇〇〇 四二・〇〇〇	三・五〇〇 七・〇〇〇	二二三・〇〇		ダブルウェイ	
神石郡神石高原町父木野七〇二三番一地从先から 神石郡神石高原町父木野七〇二三番三六地从先まで	旧	四・〇〇〇 五・三〇〇		九〇・〇〇			
	新	五・〇〇〇 三四・〇〇〇		九〇・〇〇		拡張	